

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券届出書の訂正届出書

**【提出先】** 近畿財務局長

**【提出日】** 平成25年 8 月15日

**【会社名】** 燦キャピタルマネージメント株式会社

**【英訳名】** Sun Capital Management Corp .

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 前 田 健 司

**【本店の所在の場所】** 大阪市中央区瓦町二丁目 3 番15号

**【電話番号】** 06-6205-5611

**【事務連絡者氏名】** 取締役 経営管理本部 本部長 桐 島 悠 爾

**【最寄りの連絡場所】** 大阪市中央区瓦町二丁目 3 番15号

**【電話番号】** 06-6205-5611

**【事務連絡者氏名】** 取締役 経営管理本部 本部長 桐島 悠爾

**【届出の対象とした募集有価証券の種類】** 株式及び新株予約権証券  
その他の者に対する割当

**【届出の対象とした募集金額】** 株式 124,892,415円  
新株予約権証券 1,150,500円  
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して  
払い込むべき金額の合計額を合算した金額  
193,323,000円  
(注) 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当  
社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約  
権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払  
い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

**【安定操作に関する事項】** 該当事項はありません。

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年8月14日に近畿財務局長に提出した有価証券届出書及び同日に近畿財務局長に提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するために有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集事項

##### 4 新規発行新株予約権証券（第3回新株予約権証券）

###### （1）募集の条件

##### 5 新規発行による手取金の使途

###### （2）手取金の使途

#### 第3 第三者割当の場合の特記事項

##### 1 割当予定先の状況

###### e. 株券等の保有方針

##### 3 発行条件に関する事項

###### （1）発行価格の算定根拠及び発行の合理性

##### 5 第三者割当後の大株主の状況

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_罫で示してあります。

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集事項】

#### 4 【新規発行新株予約権証券(第3回新株予約権証券)】

##### (1) 【募集の条件】

(訂正前)

発行数	39個(新株予約権1個につき500株)
(中略)	
払込取扱場所	株式会社三菱東京UFJ銀行 中之島支店

(後略)

(訂正後)

発行数	39個(新株予約権1個につき500株)
(中略)	
払込取扱場所	株式会社三菱東京UFJ銀行 中之島支店

(後略)

#### 5 【新規発行による手取金の使途】

##### (2) 【手取金の使途】

(訂正前)

(前略)

本新株予約権の発行及び行使により調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
(中略) 不動産流動化事業に関する諸費用(SPV設立費用及び出資金等)	30	平成25年9月 ~平成26年2月

(訂正後)

(前略)

本新株予約権の発行及び行使により調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
(中略) 不動産流動化事業に関する諸費用(SPV設立費用及び出資金等)	35	平成25年9月 ~平成26年2月

### 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1 【割当予定先の状況】

- e. 株券等の保有方針  
マイルストーン社

(訂正前)

(中略)

なお、当社は、マイルストーン社より本新株式及び本新株予約権の割当日（平成25年8月30日）より2年間において、本新株式及び本新株予約権の権利行使により発行される新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることにつき確約書を締結する予定です。

(訂正後)

(中略)

なお、当社は、マイルストーン社より本新株式の割当日（平成25年8月30日）より2年間において、本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることにつき確約書を締結する予定です。

### 3 【発行条件に関する事項】

#### (1) 発行価格の算定根拠及び発行の合理性

(訂正前)

【本新株式】

(中略)

なお、喫緊の課題である債務超過を早期に解消し、また当面の資金の確保をするためには、前田氏とマイルストーン社への本新株式の発行の募集の時期とその効力発生日を同一にする必要性が高く、そのためには募集事項は募集毎に均等に定めなければならないと定める会社法第199条第5項の制約の下、前田氏の発行価額も、マイルストーン社の発行価額と同一にする必要があると解されること、また、前田氏がDESを行うことは、当社にとって有利子負債を減らし財務体質を健全化できるというメリットがあるだけでなく、現状の当社の業容、財務状況に鑑みれば、金銭債権よりも弁済順位の低い当社株式を保有すること自体経営者としての責任をとる側面があるほか、当社の経営再建に向けた一層のコミットが期待できると考えられること等を勘案し、マイルストーン社と同様のディスカウント率の発行価額も許容されるものと判断いたしました。

(後略)

(訂正後)

## 【本新株式】

(中略)

また、前田氏についても、マイルストーン社と同様のディスカウント率を採用した理由は以下のとおりで、債務超過を8月末までに解消し、財務体質を改善することが、今後9月末に見込んでおります案件において必須の条件であり、また8月末日の決済に向けて足元の資金難を解消するため当面の資金の確保をする必要があったため、前田氏とマイルストーン社への本新株式の発行を並行して実施する必然性があったこと、そして、その前提として、募集事項は募集毎に均等に定めなければならない旨定める会社法第199条第5項等の適用法令を遵守する必要があることは論を待ちません。この点、同項における募集の同一性をいかに解すべきかは、当社の調査する限り裁判所の判例を通じた公権的な解釈は存在せず、いくつかの考え方がありうるものの、当社としては、平成17年改正前商法280条ノ3ノ3第1項において、広くとらえられていた均等性を排除した会社法の改正の経緯や募集事項の均等性を要求する同項の意義に鑑み、「募集株式の種類、割当方法ならびに効力発生時期が同一か否かによるべき」という見解が、合理的であると考えており、従って募集株式の種類(普通株式)、割当方法(第三者割当)、効力発生時期(平成25年8月30日)が同一である本新株式の発行が会社法第199条第5項に抵触する可能性を排除するには、前田氏の発行価額も、マイルストーン社の発行価額と同一にする必要があるとの法律顧問の意見を勧告し、判断したためであります。併せて、前田氏がDESを行うことは、当社の有利子負債を減らし財務体質を健全化できるというメリットがあるだけでなく、3期連続赤字が続いているという現状の当社の業容、その結果債務超過の状態に陥り、上場廃止リスクに晒されているという当社の財務状況に鑑みれば、金銭債権よりも弁済順位の低い当社株式を保有すること自体経営者としての責任をとる側面があるほか、前田氏はその保有株式を一部売却はする方針ではあるものの、本新株の発行により現在よりもその保有株式数は増加し、当社の経営再建に向けた一層のコミットが期待できると考えられること等を総合的に勧告し、前田氏と十分に協議した結果、当社としては、マイルストーン社と同様のディスカウント率の発行価額とすることも許容されると判断したためであります。なお、この協議の中では、前田氏に対する発行価額については、マイルストーン社と同様のディスカウント率を採用するのではなく、時価にするべきではないかとの議論もなされ、また前田氏からも、同趣旨の意見表明と、何らかの形で、時価での発行と同等の効果をもたらす措置(例えば、時価と今回のディスカウント率との差額について、株式売却する時の顕在化した時点で、当社への寄附をする等、但し、その時期及び内容については、当社と前田氏との協議の上、決定いたします。)をすべきではないかとの意見表明があったことを付記いたします。前田氏の当該表明を受け、当社と致しましては、前田氏自身に、一切の私心なく、純粹に、当社を立ち直らせ、当社企業価値を増大させることが、株主のためになるとの信念からの行動であり、会社法第199条第5項に関する上記解釈に反してまで、積極的に、同時期の第三者割当増資手続きに、二つの価格を設ける理由が見当たらないと判断いたしました。

上記の当社の判断については、後記の第三者委員会より、「前田氏に対する本件株式の発行にかかる払込金額を、マイルストーン社のそれと同じく、募集事項の決定日の前日である平成25年8月13日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準として10%ディスカウントするものとする点について、当社は、募集事項を募集毎に均等に定めなければならないと定める会社法第199条第5項に言及をするが、たとえ効力発生日が同一の日であったとしても、マイルストーン社と前田氏の引受方法には、金銭出資とDESという相違点があり、これを同一の募集と解すべき必然性はないと考えられ、また、効力発生日を同一の日とする必然性もまた乏しいと考えられることからすると、当委員会は、このことをもって、両者の払込金額を同一とすることに十分な理由とすることはできない。

しかしながら、募集事項の決定日から払込期日までは14日以上の間が空き（会社法第201条第3項）、その間、市場価格が下落するリスクがあること、本件第三者割当増資等による最大希釈化率からすると、同取締役会決議以降、当社株式の市場株価が下落する可能性が高いと見積もることも不合理とはいえないこと、及び当社における債務超過解消の高い必要性ないし緊急性は、マイルストーン社のみならず、前田氏によるDESについても等しく妥当と考えられる。

また、前田氏に対する借入金についてDESを行うことは、現状の当社の業容、財務状況に鑑みれば、金銭債権よりも弁済順位の低い当社株式を保有すること自体経営者としての自ら私財を投入して責任をとる側面があり、かつ当社の経営再建に向けた一層のコミットが期待できると考えられることからすると、前田氏に関する払込金額が、第三者であるマイルストーン社に関する払込金額と同様のディスカウント率であることを、直ちに不当ということとはできないと判断される」旨のご意見を得ております。

（後略）

## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

（訂正前）

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所 有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
(中略)					
マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社	東京都港区赤坂2丁目17-22	0	0%	22,549	24.70%
(中略)					
計	-	40,213	68.04%	72,386	79.31%

（後略）

(訂正後)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所 有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
(中略)					
マイルストーン・キャピタル・マネージメント株式会社	東京都港区赤坂2丁目17-22	0	0%	<u>22,544</u>	24.70%
(中略)					
計	-	40,213	68.04%	72,386	79.31%

(後略)